

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

1 目的

公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することは、発注者が果たすべき責務となっている。

本要領は、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払いと処遇改善などに資する建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を目的としたCCUS活用モデル工事の試行を実施するため、必要な事項を定める。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

技能者 : 元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい一人親方を含む。

カードリーダー : CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。

現場利用料 : CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。

対象期間 : CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。

ただし、工事着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。

3 CCUS活用モデル工事

（1）対象工事

農政部が発注する予定価格7千万円以上の農業土木工事については、原則として全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

ア 発注者がCCUSを活用できないと判断する工事

（2）入札公告及び特記仕様書への明示

（1）の対象工事は、入札公告及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

（3）試行内容

（1）の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下表の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。

評価対象項目	判断基準
①事業者登録※1)	元請企業の登録
②管理者 I D (現場管理者) 登録	当該現場の登録
③技能者の就業履歴の蓄積	対象期間の日数の 50 %以上蓄積
④アンケートの提出※2)	工事完成までに発注者に提出

※1) 既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。

※2) 発注者よりアンケート調査の依頼があった場合のみ

(4) 基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して（3）に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求ることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

評価対象項目	提出資料の例
①事業者登録	
②管理者 I D (現場管理者) 登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）など
③技能者の就業履歴の蓄積	
④アンケートの提出	別紙－3

(5) 工事施行成績評定への反映

受注者が（3）に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の考查項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫—■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。

(6) CCUS活用にかかる費用

CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき計上することとする。

この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。（標準積算システムでは、「その他」に「共通仮設費 CCUS」として計上する。）

ア カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入等の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は 1 台当たり 1 万円、iOS の場合は 1 台当たり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1 工事当たり 2 台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2 台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台当たり 1 万円、iOS の場合は 1 台当たり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。また、スマートフォンや携帯電話等を活用

した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とする。

イ 現場利用料（カードタッチ費用）

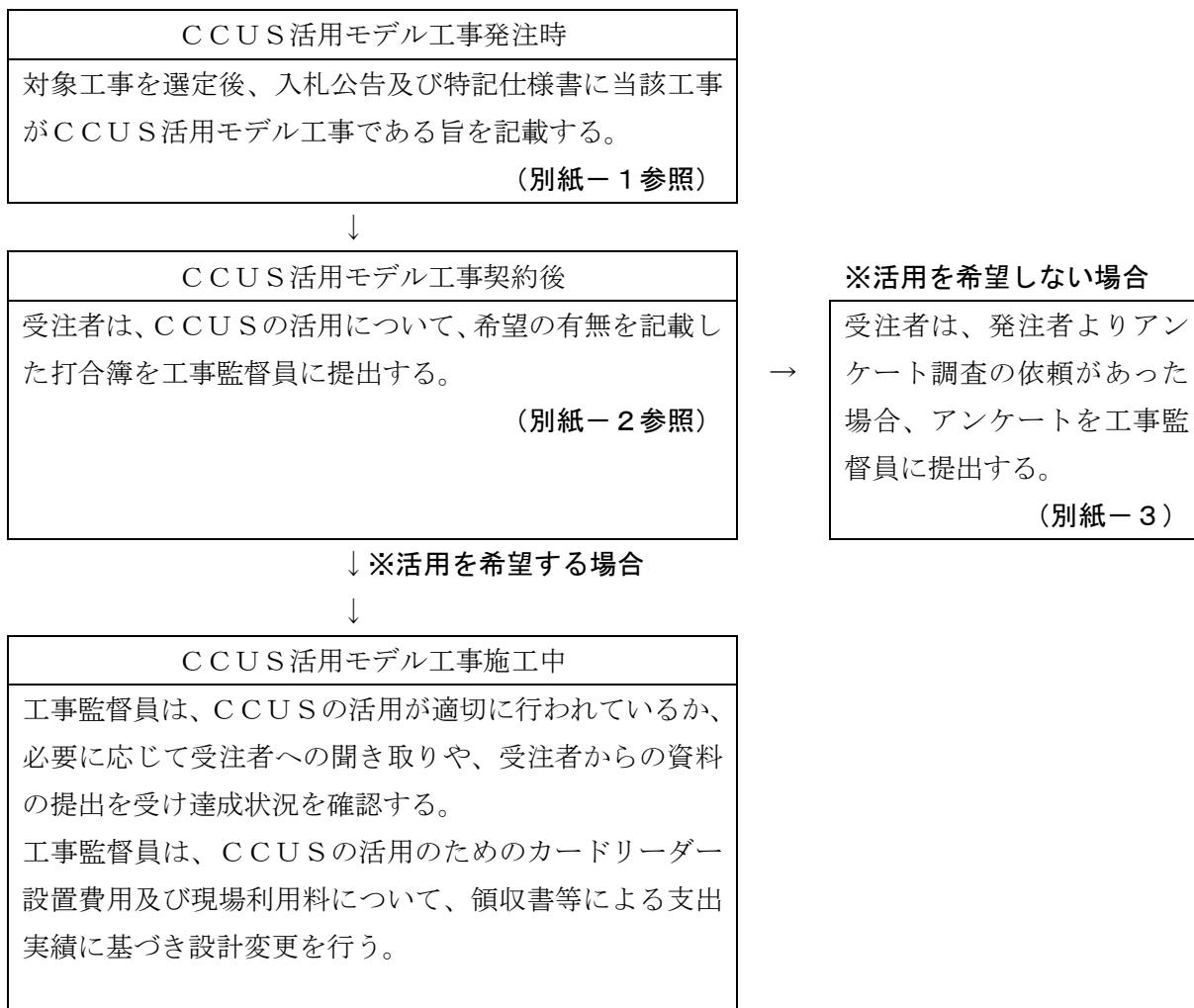
現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、費用を計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

（7）アンケートの実施

受注者は、発注者よりアンケート調査の依頼があった場合、アンケート（別紙－3）を工事完成までに発注者に提出するものとする。

4 CCUS活用モデル工事実施フロー





CCUS活用モデル工事完成

受注者は、発注者よりアンケート調査の依頼があった場合、工事監督員にアンケートを提出する。

(別紙-3)

工事監督員は、受注者が全ての基準を達成した場合、工事施行成績評定において加点する。

入札公告及び特記仕様書の記載例

1 入札の公告

「1 入札に付する事項」に以下を記載すること。

(番号) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事

本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の試行対象工事である。

受注者は、建設キャリアアップシステムの活用を希望する場合は、工事着手前に発注者へ協議を行い、協議が整った場合に試行を実施するものとする。

2 特記仕様書

特記仕様書に以下を記載すること。

○ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。
- 2 本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。
 - ・技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
 - ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。
 - ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。
 - ・対象期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。
- 3 本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。

〈評価対象項目〉

- ① 事業者登録※1)
- ② 管理者ID（現場管理者）登録
- ③ 技能者の就業履歴の蓄積
- ④ アンケートの提出※2)

〈判断基準〉

- ① 元請企業の登録
- ② 当該現場の登録
- ③ 対象期間の日数の50%以上蓄積
- ④ 工事完成までに発注者に提出

※1)既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。

※2)発注者よりアンケート調査の依頼があった場合のみ

- 4 発注者は、受注者に対して3に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

〈提出資料の例〉

就業履歴一覧（月別カレンダー）など

- 5 受注者が、3に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の考査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫ー■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。

- 6 CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき計上することとする。

この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

（1）カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入等の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき設計変更する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

（2）現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料について、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、費用を計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

- 7 受注者は、アンケート調査の依頼があった場合、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。

- 8 本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。